

陳情の審議結果

陳情第1号 佐野市の飼い主不在の野良猫問題における「どうぶつ基金 さくらねこ」導入の必要性に関する陳情

▼陳情人

永島 さくら

▼陳情の要旨(一部抜粋。全文は、佐野市議会ホームページでご覧になれます。)



◀QRコード

「TNR」とは、猫を安全に捕獲し、不妊手術を施し、耳先に不妊手術の印であるVカットを施し、元の場所に戻す方法のことで、近年では、飼い主不在の野良猫や無責任な飼い主による多頭飼育崩壊による過剰な繁殖により、人間と猫が共生していくためには最も有効な方法であり、当たり前の方法となりつつありますが、佐野市においては、多くの飼い主不在の、いわゆる野良猫、多頭飼育崩壊寸前の飼い主、既に多頭飼育が崩壊している飼い主が多数見受けられます。

「TNR」という方法を認識して頂くと同時に虐待、殺傷処分ゼロを目指し、即ち命の尊さを市民一人一人が心に刻む市となれるよう、行政のお力を拝借したく、下記のお願いをさせていただきます。

- (1) 飼い主不在の猫(野良猫)への「TNR」実施における公益社団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術への参加
- (2) 飼い主不在の猫、飼い主がいても適切な飼育を怠っている(多頭飼育崩壊等)猫への「TNR」の実施

▼審議結果

厚生常任委員会に付託され、審査の結果、委員全員の賛成により採択されました。本会議においても、議員全員の賛成により採択されました。

意見書案の審議結果

意見書案第1号 自動車関係諸税の抜本改革を求める意見書について

(提出者)慶野常夫議員、(賛成者)篠原一世議員、山菅直己議員、小暮博志議員、川嶋嘉一議員、亀山春夫議員から自動車関係諸税の抜本改革を求める意見書案が提出され、常任委員会への付託を省略し、議員全員の賛成により可決されました。意見書は、佐野市議会として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に提出しました。

自動車関係諸税の抜本改革を求める意見書

国民の生活必需品である自動車は、公共交通が充実していない地方ほど保有台数も多く家計の大きな負担となっていますが、取得・保有・走行の各段階において複雑な税が課せられています。また、旧道路特定財源の一般財源化による課税目的の喪失や二重課税(ガソリンには、ガソリン税と消費税が課せられています。)といった課題が残されています。そのため、社会保障と税の一体改革に伴い成立した税制抜本改革法第7条に規定された「安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。」及び平成29年度与党税制改正大綱に記された「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。」に沿って、代替の財源を確保した上で自動車の保有に係る税負担の軽減措置を確実に講ずる必要があります。

については、平成31年度税制改正において、次の事項を強く要望します。

- 1 車体課税を抜本的に見直し、その簡素化及び負担の軽減を図ること。
- 2 燃料課税を抜本的に見直し、その簡素化及び負担の軽減を図ること。
- 3 平成31年4月以降に期限切れを迎える各種軽減措置を新税制度導入まで延長すること。
- 4 地方自治体の財源に影響を与えぬよう適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。